

平成 28 年 2 月定例会議

厚生・産業常任委員会

条 例 案 資 料

議第 84 号 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造
ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

————— 1

議第 85 号 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

————— 36

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに
運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い通所介護のうち小規模な通所介護について地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 14 号）ほか 5 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、通所介護のうち小規模な通所介護について地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。

ア 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 17 号）（第 4 条関係）

イ 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 20 号）（第 5 条関係）

ウ 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成 27 年滋賀県条例第 39 号）（第 6 条関係）

(2) 次に掲げる条例について、介護保険法の一部改正に伴う条項の移動により必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（第 1 条関係）

イ 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 15 号）（第 2 条関係）

ウ 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 16 号）（第 3 条関係）

(3) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表	別表
1 および 2 省略	1 および 2 省略
3 職員	3 職員
(1) 省略	(1) 省略
(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）または診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であつて当該施設の運営を支援する機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である軽費老人ホームをいう。以下この号において同じ。）の調理員またはその他の職員については、次のアまたはイに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アまたはイに定める職員により、当該サテライト型軽費老人ホームの入所者へのサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、当該職員を置かないことができる。	(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）または診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であつて当該施設の運営を支援する機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である軽費老人ホームをいう。以下この号において同じ。）の調理員またはその他の職員については、次のアまたはイに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アまたはイに定める職員により、当該サテライト型軽費老人ホームの入所者へのサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、当該職員を置かないことができる。
ア 介護老人保健施設 調理員またはその他の職員	ア 介護老人保健施設 調理員またはその他の職員
イ 診療所 その他の職員	イ 診療所 その他の職員
(3) 省略	(3) 省略
(4) 生活相談員の数、入所者の数を120で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。ただし、軽費老人ホームにおいて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）	(4) 生活相談員の数、入所者の数を120で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。ただし、軽費老人ホームにおいて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）

予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。

(5)～(17) 省略

(18) 生活相談員は、入所者に対する適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア 入所者の居宅サービス等（介護保険法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用に当たっては、居宅サービス計画（同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）または同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）または同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者および居宅サービス等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

イおよびウ 省略

(19)～(21) 省略

4 入退所等

(1)～(6) 省略

(7) 設置者は、入所者の退所に当たっては、居宅サービス計画または施設サービス計画（介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者または介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）の開設者または設置者に対する情報の提供に努めるほか、居宅サービス等

予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。

(5)～(17) 省略

(18) 生活相談員は、入所者に対する適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア 入所者の居宅サービス等（介護保険法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用に当たっては、居宅サービス計画（同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）または同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）または同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者および居宅サービス等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

イおよびウ 省略

(19)～(21) 省略

4 入退所等

(1)～(6) 省略

(7) 設置者は、入所者の退所に当たっては、居宅サービス計画または施設サービス計画（介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者または介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）の開設者または設置者に対する情報の提供に努めるほか、居宅サービス等

その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(8) 省略

5以下 省略

その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(8) 省略

5以下 省略

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表	別表
1～3 省略	1～3 省略
4 職員	4 職員
(1) 省略	(1) 省略
(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第27項</u> に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）または病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）もしくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	(2) 前号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第28項</u> に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）または病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）もしくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下である養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
(3)～(7) 省略	(3)～(7) 省略
(8) 支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項	(8) 支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項

に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数を15で除して得た数(その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上とすること。

(9)～(26) 省略

5 省略

6 処遇計画等

(1)～(3) 省略

(4) 生活相談員は、前2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア 入所者の居宅サービス等(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用に当たっては、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画または同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業または同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者および居宅サービス等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

イおよびウ 省略

(5)～(7) 省略

7以下 省略

に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数を15で除して得た数(その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上とすること。

(9)～(26) 省略

5 省略

6 処遇計画等

(1)～(3) 省略

(4) 生活相談員は、前2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア 入所者の居宅サービス等(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用に当たっては、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画または同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業または同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者および居宅サービス等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

イおよびウ 省略

(5)～(7) 省略

7以下 省略

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 付 則 1～4 省略 5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。）、軽費老人ホームその他の要介護者（同法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を平成30年3月31日までの間に行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ(ア)および(イ)（これらの規定を別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができ	第1条～第3条 省略 付 則 1～4 省略 5 一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、同項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）または療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院（同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換（病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）、軽費老人ホームその他の要介護者（同法第7条第3項に規定する要介護者をいう。）、要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。）その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を平成30年3月31日までの間に行って特別養護老人ホームを開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第3号キ(ア)および(イ)（これらの規定を別表第3第1項第3号において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができ

る。

6以下 省略

別表第1（第3条関係）

特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 入退所等

(1)および(2) 省略

(3) 設置者は、入所予定者の入所に当たっては、居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めること。

(4) 省略

(5) 設置者は、入所者の退所に当たっては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援の事業を行う者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

5～17 省略

別表第2 省略

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)および(2) 省略

(3) 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス（介護保険

る。

6以下 省略

別表第1（第3条関係）

特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 入退所等

(1)および(2) 省略

(3) 設置者は、入所予定者の入所に当たっては、居宅介護支援（介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めること。

(4) 省略

(5) 設置者は、入所者の退所に当たっては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援の事業を行う者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

5～17 省略

別表第2 省略

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)および(2) 省略

(3) 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス（介護保険

法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(同条第22項に規定する複合型サービスをいう。)のうち、訪問看護(同条第4項に規定する訪問看護をいう。)および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所または指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)に該当する介護予防小規模多機能型居宅介護(同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設されている場合については、次号において準用する別表第1第3項第11号の規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(4) 省略

3および4 省略

別表第4 省略

法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(同条第23項に規定する複合型サービスをいう。)のうち、訪問看護(同条第4項に規定する訪問看護をいう。)および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所または指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)に該当する介護予防小規模多機能型居宅介護(同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設されている場合については、次号において準用する別表第1第3項第11号の規定にかかわらず、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(4) 省略

3および4 省略

別表第4 省略

旧	新
本則・付則 省略	本則・付則 省略
別表第1～別表第5 省略	別表第1～別表第5 省略
別表第6（第3条関係）	別表第6（第3条関係）
通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準	通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準
1 指定通所介護の事業	1 指定通所介護の事業
(1) 指定居宅サービスに該当する通所介護（次項第1号に規定する指定療養通所介護を除く。以下「指定通所介護」という。）の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持および生活機能の維持または向上ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うこと。	(1) 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持および生活機能の維持または向上ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うこと。
(2) 設備	(2) 設備
ア 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護の事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を設けるほか、指定通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食堂または機能訓練室にあつては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。	ア 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護の事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を設けるほか、指定通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食堂または機能訓練室にあつては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。
イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。	イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
(ア) 食堂および機能訓練室	(ア) 食堂および機能訓練室
a それぞれ必要な広さを有するものとする。	a それぞれ必要な広さを有するものとする。
b 食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに利用定員（指定通所介護事業所において同時に指定通所介	b 食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護事業所の利用定員（指定通所介護事業所にお

護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この項において同じ。) を乗じて得た面積以上とすること。

(イ) 省略

ウ～エ 省略

オ 指定通所介護事業者が第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に係る指定事業者(以下この項において「指定第1号通所事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る設備に関する基準(規則で定めるものに限る。)を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、指定通所介護事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、生活相談員、看護職員(看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。)、介護職員および機能訓練指導員を置くこと。

イ 生活相談員の数は、指定通所介護を提供する日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通

いて同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者(指定通所介護事業者が第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。))に係る指定事業者(以下この項において「指定第1号通所事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護または第1号通所事業の利用者。以下この号および次号において同じ。)の数の上限をいう。以下この項において同じ。) を乗じて得た面積以上とすること。

(イ) 省略

ウ～エ 省略

オ 指定通所介護事業者が指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る設備に関する基準(規則で定めるものに限る。)を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、指定通所介護事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、生活相談員、看護職員(看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。)、介護職員および機能訓練指導員を置くこと。

イ 生活相談員の数は、指定通所介護を提供する日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通

所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすること。

ウ 看護職員の数、指定通所介護の単位（指定通所介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数とすること。

エ 介護職員の数は、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数（カにおいて「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、次の（ア）または（イ）に掲げる利用者（指定通所介護事業者が指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護または第1号通所事業の利用者。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

（ア） 15人以下 1人

（イ） 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ 機能訓練指導員の数、1人以上とすること。

カ 当該指定通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、ウおよびエの規定にかかわらず、看護職員および介護職員の数は、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員または介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。

キ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員（カ

所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすること。

ウ 看護職員の数、指定通所介護の単位（指定通所介護であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要な数とすること。

エ 介護職員の数は、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が、次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

（ア） 15人以下 1人

（イ） 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ 機能訓練指導員の数、1人以上とすること。

（削除）

カ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、介護職員を常

の規定の適用を受ける場合にあつては、カの看護職員または介護職員。
クおよびケにおいて同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護に従
事させること。

ク エおよびカの規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障
がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事するこ
とができる。

ケ 生活相談員または介護職員のうち、1人以上は、常勤の者とするこ
と。

コ 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止
するための訓練を行う能力を有する者としてすること。

サ 指定通所介護事業者が指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、
かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所におい
て一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項
の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関
する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、ア（管
理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する基準を満たしている
ものとみなすことができる。

シ アからサまでに定めるもののほか、指定通所介護の事業の従業者に
ついては、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用
する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従
業者」と読み替えるものとする。

(4)～(8) 省略

2 指定療養通所介護の事業

(1) 指定療養通所介護（指定居宅サービスに該当する通所介護であつて、
難病等を有する重度の要介護者またはがん末期の者であつて、サービス
の提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象に、療養通所
介護計画（機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサー
ビスの内容等を記載した計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排
せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うも

時1人以上当該指定通所介護に従事させること。

キ エの規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場
合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができ
る。

ク 生活相談員または介護職員のうち、1人以上は、常勤の者とするこ
と。

ケ 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止
するための訓練を行う能力を有する者としてすること。

コ 指定通所介護事業者が指定第1号通所事業者の指定を併せて受け、
かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所におい
て一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項
の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関
する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、ア（管
理者に係る部分を除く。）からケまでに規定する基準を満たしている
ものとみなすことができる。

サ アからコまでに定めるもののほか、指定通所介護の事業の従業者に
ついては、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用
する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「従
業者」と読み替えるものとする。

(4)～(8) 省略

(削除)

のをいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持および生活機能の維持または向上ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うこと。

(2) 指定療養通所介護事業者が当該指定療養通所介護の事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)の利用定員(指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この項において同じ。)は、9人以下とすること。

(3) 設備

ア 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うための専用の部屋を設けるほか、指定療養通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。

イ アに規定する専用の部屋の床面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定療養介護の事業の設備については、前項第2号ウおよびエの規定を準用する。

(4) 従業者

ア 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、指定療養通所介護事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、看護職員および介護職員を置くこと。

イ 看護職員または介護職員の数は、利用者の数が1.5人に対し、当該指定療養通所介護を提供している時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる看護職員または介護職員が1人以上確保されるために必要な数以上とすること。

ウ 看護職員のうち1人以上は、専ら指定療養通所介護の職務に従事す

る常勤の看護師とすること。

エ 管理者は、次のいずれにも該当する者としてすること。

(ア) 看護師であること。

(イ) 適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識および技能を有する者であること。

オ 管理者は、指定療養通所介護の提供に必要な環境を整備すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、指定療養通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カおよびケからサまでの規定を準用する。この場合において、同号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護職員または介護職員」と読み替えるものとする。

(5) サービスの提供

ア 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第10号において準用する別表第1第1項第7号アに規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第7号アに規定する緊急時対応策、主治の医師および第8号アに規定する緊急時対応医療機関との連絡の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。

イ 指定療養通所介護事業者は、サービス担当者会議における利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否に関する必要な情報を、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するように努めること。

ウ 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成および変更に必要な情報を提供するように努めること。

エ アからウまでに定めるもののほか、指定療養通所介護の事業のサービスの提供については、別表第1第1項第4号（ア、コおよびサを除く。）の規定を準用する。

(6) 療養通所介護計画の作成等

ア 管理者は、次に掲げるところにより、療養通所介護計画の作成等を行うこと。

(ア) 利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて作成すること。

(イ) 既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図ること。

(ウ) 療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導および管理を行うこと。

イ 指定療養通所介護事業者は、次に掲げるところにより、療養通所介護計画に基づき、指定療養通所介護を提供すること。

(ア) 利用者に係る主治の医師および訪問看護事業者（指定訪問看護事業者または健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この項において同じ。）等との連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めること。

(イ) 管理者は、利用者の体調の変化等に応じてサービスを適切に提供することができるよう、利用者に係る主治の医師および訪問看護事業者等との連携を図り、サービスの提供の方法等についての情報の共有を図ること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定療養通所介護の事業の療養通所介護計画の作成等については、別表第1第1項第6号ア(イ)から(エ)までならびにウ(ア)、(エ)から(カ)まで、(ク)および(ケ)ならびに前項第5号イ((ア) および(ウ)を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員または介護職員」と、別表第1第1項第6号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と読み替えるものとする。

(7) 緊急時の対応

ア 指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、利用者に病状の急変が生

じた場合等に対応するための方策（以下この項において「緊急時対応策」という。）を利用者ごとに定めること。

イ 緊急時対応策を定めるに当たっては、利用者に係る主治の医師と検討すること。

ウ 看護職員または介護職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時対応策に基づき、速やかに、利用者に係る主治の医師または次号アに規定する緊急時対応医療機関への連絡その他の必要な措置を講ずること。

エ 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る主治の医師と連携し、利用者の状態の変化に応じ、緊急時対応策を変更すること。

オ アおよびイの規定は、エの規定による変更について準用する。

(8) 緊急時対応医療機関

ア 指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、利用者の病状の急変等に対応するための適当な医療機関（以下この項において「緊急時対応医療機関」という。）を定めること。

イ 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、または隣接し、もしくは近接していること。

ウ 指定療養通所介護事業者は、あらかじめ、緊急時の対応について、当該緊急時対応医療機関との間で必要な事項を定めること。

(9) 安全・サービス提供管理委員会の設置

ア 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を安全かつ適切に提供するため、安全・サービス提供管理委員会（以下この号において「委員会」という。）を設置すること。

イ 委員会は、医療関係者の団体に属する者、保健、医療または福祉に関し専門的な知見を有する者その他指定療養通所介護を安全かつ適切に提供するために必要と認められる者をもって構成すること。

ウ 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上、委員会を開催すること。

エ 指定療養通所介護事業者は、委員会において安全管理に必要な情報

の収集を行うとともに、当該情報を踏まえて、指定療養通所介護を安全かつ適切に提供する方策の検討を行い、当該検討の結果を記録すること。

オ 指定療養通所介護事業者は、エの検討の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずること。

(10) 別表第1第1項第5号、第7号(イ(オ)を除く。)、第8号および第11号から第16号までならびに前項第4号、第6号および第7号の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護職員または介護職員」と、同表第1項第5号ウ中「の居宅において指定訪問介護を行うために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他指定療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに指定療養通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録および別表第6第2項第9号エの規定による検討の結果の記録を」と、同号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「療養通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第2項第5号エにおいて準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第10号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第10号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第10号において準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または別表第6第2項第3号ウにおいて準用する同表第1項第2号エの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」と、同項第16号ア中「市町村」とあるの

は「市町村、利用者に係る主治の医師および訪問看護事業者」と読み替えるものとする。

3 基準該当通所介護の事業

(1) 設備

ア 基準該当居宅サービスに該当する通所介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）には、食事、機能訓練、静養、生活相談および事務連絡のための専用の区画を設けるほか、基準該当通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食事または機能訓練を提供するための区画にあっては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

（ア）食事および機能訓練を提供するための区画

- a それぞれ必要な広さを有するものとする。
- b 食事および機能訓練を提供するための区画の床面積を合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

（イ）省略

ウ・エ 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数は、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通

2 基準該当通所介護の事業

(1) 設備

ア 基準該当居宅サービスに該当する通所介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）には、食事、機能訓練、静養、生活相談および事務連絡のための専用の区画を設けるほか、基準該当通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食事または機能訓練を提供するための区画にあっては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

（ア）食事および機能訓練を提供するための区画

- a それぞれ必要な広さを有するものとする。
- b 食事および機能訓練を提供するための区画の床面積を合計した面積は、3平方メートルに基準該当通所介護事業所の利用定員（基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第1号通所事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護または第1号通所事業の利用者。以下この号および次号において同じ。）の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

（イ）省略

ウ・エ 省略

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数は、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通

所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当通所介護を提供している時間数（カにおいて「提供単位時間数」という。）で除して得た数が次の（ア）または（イ）に掲げる利用者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第1号通所事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護または第1号通所事業の利用者。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

（ア） 15人以下 1人

（イ） 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ 省略

カ 基準該当通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、ウおよびエの規定にかかわらず、看護職員および介護職員の数は、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員または介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要な数とすることができる。

キ 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、介護職員（カの規定の適用を受ける場合にあつては、カの看護職員または介護職員。クにおいて同じ。）を、常時1人以上、当該基準該当通所介護に従事させること。

ク エおよびカの規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

ク 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。こと。

所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が次の（ア）または（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

（ア） 15人以下 1人

（イ） 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ 省略

（削除）

カ 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させること。

キ エの規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

ク 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。こと。

コ 基準該当通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からケまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

サ アからコまでに定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第2項第2号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号（ケからサまでを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）から（カ）まで、（ク）および（ケ）、第7号、第8号、第9号ウ、第11号から第15号（カからクまでを除く。）までならびに第16号ならびに第1項第1号、第4号および第5号（ウを除く。）から第7号までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超える基準該当通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても

ケ 基準該当通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準のうち第1号通所事業に係る従業者に関する基準（規則で定めるものに限る。）を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からクまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

コ アからケまでに定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号ケからサまでおよび同表第2項第2号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

(3) 別表第1第1項第4号（ケからサまでを除く。）、第5号（アを除く。）、第6号ア（イ）から（エ）までならびにウ（ア）、（エ）から（カ）まで、（ク）および（ケ）、第7号、第8号、第9号ウ、第11号から第15号（カからクまでを除く。）までならびに第16号ならびに第1項第1号、第4号および第5号（ウを除く。）から第7号までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第7号ア」と、同号シ中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、同項第5号イおよびオ中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同号ウ中「アおよびイ」とあるのは「イ」と、「の居宅において指定訪問介護を提供するために要した交通費」とあるのは「に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、基準該当通所介護に通常要する時間を超える基準該当通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の基準該当通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用、おむつ代その他基準該当通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても

通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第3項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第7 省略

別表第8 (第3条関係)

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 基準該当短期入所生活介護の事業

(1) 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対

通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同項第6号ア(ウ)および(エ)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号ウ(エ)中「提供すること」とあるのは「提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに基準該当通所介護の利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第11号イ(ア)中「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と、同号イ(イ)中「第4号ス」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第4号ス」と、同号イ(ウ)中「第14号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第14号イ」と、同号イ(エ)中「第15号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第15号イ」と、同号イ(オ)中「第16号イ」とあるのは「別表第6第2項第3号において準用する第16号イ」と読み替えるものとする。

別表第7 省略

別表第8 (第3条関係)

短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

3 基準該当短期入所生活介護の事業

(1) 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通

応型通所介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)もしくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)または社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設すること。

(2)～(6) 省略

別表第9 省略

別表第10(第3条関係)

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 受託居宅サービス事業者への委託等

ア 省略

イ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、別表第11第1項第1号に規定する指定福祉用具貸与および指定認知症対応型通所介護以外の居宅サービスおよび地域密着型サービスを受託居宅サービス事業者に委託しないこと。

ウ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護および指定通所介護を提供する事業者と、オに規定する方法によりこれらの提供に関する

所介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)もしくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)または社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設すること。

(2)～(6) 省略

別表第9 省略

別表第10(第3条関係)

特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(1)～(5) 省略

(6) 受託居宅サービス事業者への委託等

ア 省略

イ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、別表第11第1項第1号に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護および指定認知症対応型通所介護以外の居宅サービスおよび地域密着型サービスを受託居宅サービス事業者に委託しないこと。

ウ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と、オに規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結す

業務を委託する契約を締結すること。

エ・オ 省略

(7) 省略

別表第11および別表第12 省略

ること。

(7) 指定訪問介護

(4) 指定訪問看護

(7) 指定通所介護または指定地域密着型通所介護

エ・オ 省略

(7) 省略

別表第11および別表第12 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
本則～別表第9 省略 別表第10（第3条関係） 介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 省略 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (1)～(5) 省略 (6) 受託介護予防サービス事業者への委託等 ア 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスの提供に関する業務を指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者もしくは指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定事業者以外の事業者に委託しないこと。 イ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第1号に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、別表第11第1項第1号に規定する指定介護予防福祉用具貸与および指定介護予防認知症対応型通所介護ならびに第1号訪問事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）および第1号通所事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス以外の居宅サービス、介護予防サービスおよび地域密着型介護予防サービスならびに	本則～別表第9 省略 別表第10（第3条関係） 介護予防特定施設入居者生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 省略 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業 (1)～(5) 省略 (6) 受託介護予防サービス事業者への委託等 ア 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスの提供に関する業務を指定居宅サービス事業者、<u>指定地域密着型サービス事業者</u>、指定介護予防サービス事業者もしくは指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定事業者以外の事業者に委託しないこと。 イ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第1号に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、<u>指定地域密着型通所介護</u>、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、別表第11第1項第1号に規定する指定介護予防福祉用具貸与および指定介護予防認知症対応型通所介護ならびに第1号訪問事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）および第1号通所事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス以外の居宅サービス、介護予防サービスおよび地域密着

第1号事業に係るサービスを受託介護予防サービス事業者に委託しないこと。

ウ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と、オに規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結すること。

(ア) 指定訪問介護または指定第1号訪問事業に係るサービス

(イ) 指定通所介護または指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(ウ) 指定介護予防訪問看護

エ・オ 省略

(7) 省略

別表第11および別表第12 省略

型介護予防サービスならびに第1号事業に係るサービスを受託介護予防サービス事業者に委託しないこと。

ウ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と、オに規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結すること。

(ア) 指定訪問介護または指定第1号訪問事業に係るサービス

(イ) 指定通所介護もしくは指定地域密着型通所介護または指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(ウ) 指定介護予防訪問看護

エ・オ 省略

(7) 省略

別表第11および別表第12 省略

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1～5 省略 6 前項の場合において、旧指定介護予防サービス基準条例別表第6第1項第2号ウ中「この限りでない」とあるのは「この限りでない。この場合において、指定介護予防通所介護事業者は、夜間および深夜に当該指定介護予防通所介護事業所の設備を宿泊サービスの事業の用途（当該指定介護予防通所介護事業所の用途以外の用途である場合に限る。）に供しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該宿泊サービスの内容その他必要な事項を知事に届け出なければならない」と、同項第8号中「準用する第16号イ」とあるのは「準用する第16号イ」と、同項第14号ア中「の提供」とあるのは「または滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第39号）付則第6項の規定により読み替えて適用される別表第6第1項第2号ウの規定による届出に係る宿泊サービスの提供」ととする。	本則 省略 付 則 1～5 省略 6 前項の場合において、旧指定介護予防サービス基準条例別表第6第1項第2号イ（ア）b中「利用定員」とあるのは「指定介護予防通所介護事業所の利用定員」と、「利用者」とあるのは「利用者（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第8第3項第1号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護をいう。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護または指定通所介護等の利用者。以下この号および次号において同じ。）」と、同号ウ中「この限りでない」とあるのは「この限りでない。この場合において、指定介護予防通所介護事業者は、夜間および深夜に当該指定介護予防通所介護事業所の設備を宿泊サービスの事業の用途（当該指定介護予防通所介護事業所の用途以外の用途である場合に限る。）に供しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該宿泊サービスの内容その他必要な事項を知事に届け出なければならない」と、同号エ中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護事業者等」と、「指定通所介護（同号に規定する指定通所介護を

いう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護等」と、「関する基準」
 とあるのは「関する基準または法第78条の4第2項の規定に基づく市町村
 の条例で定める基準のうち指定地域密着型通所介護に係る設備に関する基
 準（アからウまでに規定する基準に相当するものに限る。）」と、同項第
 3号エ中「（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を
 併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業と
 が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事
 業所における指定介護予防通所介護または指定通所介護の利用者。以下こ
 の号において同じ。）の数」とあるのは「の数」と、同号サ中「指定通所
 介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者等」と、「指定通所介護の」
 とあるのは「指定通所介護等の」と、「コまでに規定する従業者に関する
 基準」とあるのは「ケまでに規定する従業者に関する基準または法第78条
 の4第1項の規定に基づく市町村の条例で定める基準のうち指定地域密着
 型通所介護に係る従業者に関する基準（ア（管理者に係る部分を除く。）
 からコまでに規定する基準に相当するものに限る。）」と、同項第8号中
 「準用する第16号イ」とあるのは「準用する第16号イ」と、同項第14
 号ア中「の提供」とあるのは「または滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人
 ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等
 の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第39号）付則第6項の規定に
 より読み替えて適用される別表第6第1項第2号ウの規定による届出に係
 る宿泊サービスの提供」とと、同表第2項第1号イ（ア）b中「利用定
 員」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員」と、「利
 用者」とあるのは「利用者（基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当
 介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス基準条例
 別表第6第2項第1号アに規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）
 の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、
 当該事業所における基準該当介護予防通所介護または基準該当通所介護の
 利用者。以下この号および次号において同じ。）」と、同号エ中「（指定
 居宅サービス基準条例別表第6第3項第1号アに規定する基準該当通所介

7以下 省略

護をいう。以下同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、同項第2号エ中「(基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護または基準該当通所介護の利用者。以下この号において同じ。)の数」とあるのは「の数」と、同号コ中「別表第6第3項第2号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からクまで」とあるのは「別表第6第2項第2号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からクまで」とする。

7以下 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例読替表（なお効力を有する）

旧	新
別表第6 介護予防通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防通所介護の事業 (1) 省略 (2) 設備 ア 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を設けるほか、指定介護予防通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食堂または機能訓練室にあつては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。 イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。 (ア) 食堂および機能訓練室 a それぞれ必要な広さを有するものとする。 b 食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに<u>利用定員</u>（指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる<u>利用者</u>の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。	別表第6 介護予防通所介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防通所介護の事業 (1) 省略 (2) 設備 ア 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護の事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を設けるほか、指定介護予防通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食堂または機能訓練室にあつては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。 イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。 (ア) 食堂および機能訓練室 a それぞれ必要な広さを有するものとする。 b 食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに<u>指定介護予防通所介護事業所の利用定員</u>（指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（<u>指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。</u>）または指定地域密着型通所介護事業者（<u>指定地域密着型通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第8第3項第1号に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。</u>）（以下これらを「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス基

(イ) 省略

ウ 省略

エ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項第2号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（カにおいて「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、次の(ア)または(イ)に掲げる利用者（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護または指定通所介護の利用者。以下この号において同じ。）の数の区分に応じ、当該(ア)

準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護をいう。）
 または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護または指定通所介護等の利用者。以下この号および次号において同じ。）の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

(イ) 省略

ウ 省略

エ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項第2号アからウまでに規定する設備に関する基準または法第78条の4第2項の規定に基づく市町村の条例で定める基準のうち指定地域密着型通所介護に係る設備に関する基準（アからウまでに規定する基準に相当するものに限る。）を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（カにおいて「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

または(イ)に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

(7) 15人以下 1人

(4) 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ～コ 省略

サ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第3号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

シ 省略

(4)～(8) 省略

2 基準該当介護予防通所介護の事業

(1) 設備

ア 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）には、食事、機能訓練、静養、生活相談および事務連絡のための専用の区画を設けるほか、基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食事または機能訓練を提供するための区画にあっては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

(7) 15人以下 1人

(4) 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ～コ 省略

サ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第3号ア（同号アに規定する管理者に係る部分を除く。）からケまでに規定する従業者に関する基準または法第78条の4第1項の規定に基づく市町村の条例で定める基準のうち指定地域密着型通所介護に係る従業者に関する基準（ア（管理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する基準に相当するものに限る。）を満たすことをもって、ア（管理者に係る部分を除く。）からコまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

シ 省略

(4)～(8) 省略

2 基準該当介護予防通所介護の事業

(1) 設備

ア 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護またはこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）には、食事、機能訓練、静養、生活相談および事務連絡のための専用の区画を設けるほか、基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備および備品を設けること。ただし、食事または機能訓練を提供するための区画にあっては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 食事および機能訓練を提供するための区画

- a それぞれ必要な広さを有するものとする。
- b 食事および機能訓練を提供するための区画の床面積を合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

(イ) 省略

ウ 省略

エ 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第6第3項第1号アに規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 食事および機能訓練を提供するための区画

- a それぞれ必要な広さを有するものとする。
- b 食事および機能訓練を提供するための区画の床面積を合計した面積は、3平方メートルに基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者（基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス基準条例別表第6第2項第1号アに規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護または基準該当通所介護の利用者。以下この号および次号において同じ。）の数の上限をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

(イ) 省略

ウ 省略

エ 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 従業者

ア～ウ 省略

エ 介護職員の数、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間

数(カにおいて「提供単位時間数」という。)で除して得た数が次の(ア)または(イ)に掲げる利用者(基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護または基準該当通所介護の利用者。以下この号において同じ。)の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

(ア) 15人以下 1人

(イ) 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ～ケ 省略

コ 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第6第3項第2号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からケまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア(管理者に係る部分を除く。)からケまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

サ 省略

(3) 省略

数(カにおいて「提供単位時間数」という。)で除して得た数が次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上確保されるために必要な数とすること。

(ア) 15人以下 1人

(イ) 16人以上 1人に、15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数

オ～ケ 省略

コ 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス基準条例別表第6第2項第2号ア(同号アに規定する管理者に係る部分を除く。)からクまでに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、ア(管理者に係る部分を除く。)からクまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

サ 省略

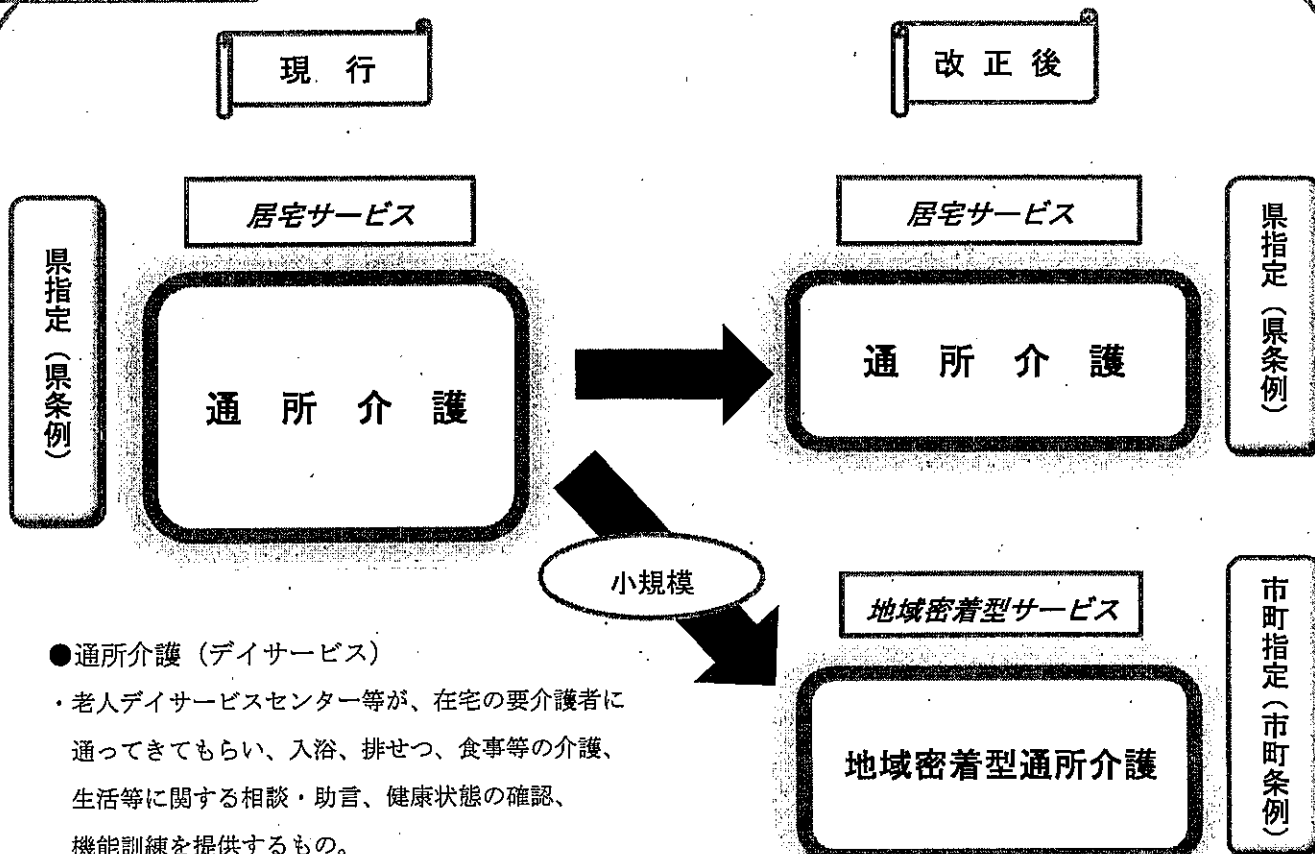
(3) 省略

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の参考資料

改正理由

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、通所介護のうち小規模な通所介護について地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたため。

改正内容



【施行日】平成 28 年 4 月 1 日から施行

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、保育所の保育士の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこと等とするため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 保育所の保育士の配置の一部について、次のとおり弾力的運用を行うこととします。（付則関係）

ア 保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとします。

イ 保育士の数の算定において、当分の間、開所時間を通じて常時2人を下回ることはできないとする規定を適用しないこととします。この場合において、必要な保育士の数が1人以下となるときは、当該保育士に加えて、他の保育士または保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を置かなければならないこととします。

ウ 開所時間が1日につき8時間を超える保育所であって、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員により算出される保育士の総数を超えるときは、当分の間、当該超える数の範囲内で、保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を保育士とみなすことができることとします。

エ 保育士とみなすことができる者の総数は、開所時間を通じて必要となる保育士の総数の3分の1以下の数としなければならないこととします。

(2) 保育所における4階以上の避難用階段について、屋内と階段室とが付室を通じて連絡される場合における階段室または付室の構造は、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものであることとします。（別表第5関係）

(3) 児童厚生施設、児童養護施設および児童自立支援施設の職員の資格について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えることとします。（別表第6、別表第7、別表第13関係）

(4) その他

ア この条例は、平成28年4月1日から施行します。ただし、(2)は、同年6月1日から施行します。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
第1条～第6条 省略	第1条～第6条 省略
付 則	付 則
1 省略 (保育所の職員の特例)	1 省略 (保育所の職員の特例)
2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなす。 (追加)	2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなす。
(追加)	3 保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
(追加)	4 別表第5第2項第2号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した保育士の数が1人となるときは、設置者は、当該保育士に加えて、他の保育士または保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を1人置かなければならない。
(追加)	5 開所時間が1日につき8時間を超える保育所であつて、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員を別表第5第2項第2号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員を同号の乳児または幼児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士と同等の知識および経験を有すると知事が認める者を保育士とみなすことができる。
(追加)	6 第2項、第3項および前項の規定により保育士とみなすことができる者の総数は、別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数の3分の1以下の数としなければならない。

3～5 省略

別表第1～別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1)～(3) - 省略

(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあつては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー

7～9 省略

別表第1～別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1)～(3) 省略

(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあつては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあつては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー

		(4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
3階	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに<u>同条第3項第2号、第3号および第9号</u>に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
4階以上	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（<u>建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。</u>）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに<u>同条第3項第2号、第3号および第9号</u>に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。） (2) 建築基準法第123条第3項各号に定める構造

		(4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
3階	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに<u>同条第3項第3号、第4号および第10号</u>に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
4階以上	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合（<u>屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあっては、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合に限る。</u>）における同条第1項各号ならびに<u>同条第3項第3号、第4号および第</u>

を有する屋内階段
 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造
 の屋外傾斜路
 (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定め
 る構造を有する屋外階段

ウ～ク 省略

(5)～(6) 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に
 応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただ
 し、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(3) 省略

3～7 省略

別表第6 (第6条関係)

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 設備 省略

2 職員

(1) 児童厚生施設の設置者は、児童に遊びを指導する者を置くこと。

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～エ 省略

オ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校または
 中等教育学校の教諭となる資格を有する者

カ 省略

3～4 省略

10号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階
 から乳児室等が設けられている階までの部分に限
 る。）

(2) 建築基準法第123条第3項各号に定める構造
 を有する屋内階段

(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造
 の屋外傾斜路

(4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定め
 る構造を有する屋外階段

ウ～ク 省略

(5)～(6) 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に
 応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただ
 し、保育士の数は、保育時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(3) 省略

3～7 省略

別表第6 (第6条関係)

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 設備 省略

2 職員

(1) 児童厚生施設の設置者は、児童に遊びを指導する者を置くこと。

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア～エ 省略

オ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
 高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

カ 省略

3～4 省略

別表第7（第6条関係）

養護施設の設備および運営に関する基準

1 設備 省略

2 職員

(1)～(7) 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア～ク 省略

ケ 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

コ 省略

(9) 省略

3～7 省略

別表第8～別表第12 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)～(5) 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア～キ 省略

ク 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7)～(8) 省略

3～5 省略

別表第14 省略

別表第7（第6条関係）

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 設備 省略

2 職員

(1)～(7) 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア～ク 省略

ケ 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

コ 省略

(9) 省略

3～7 省略

別表第8～別表第12 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)～(5) 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア～キ 省略

ク 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7)～(8) 省略

2～4 省略

別表第14 省略

保育所における保育士配置の弾力化について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、保育所の保育士の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこととするため、「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものです。

保育士配置（条例基準）

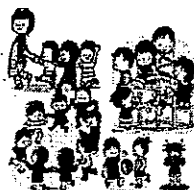
【0歳児】
3対1



【1・2歳児】
6対1



【3歳児】
20対1



【4・5歳児】
30対1



経過措置（条例改正後）



ア

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなすことができる

※ 付則3

ウ

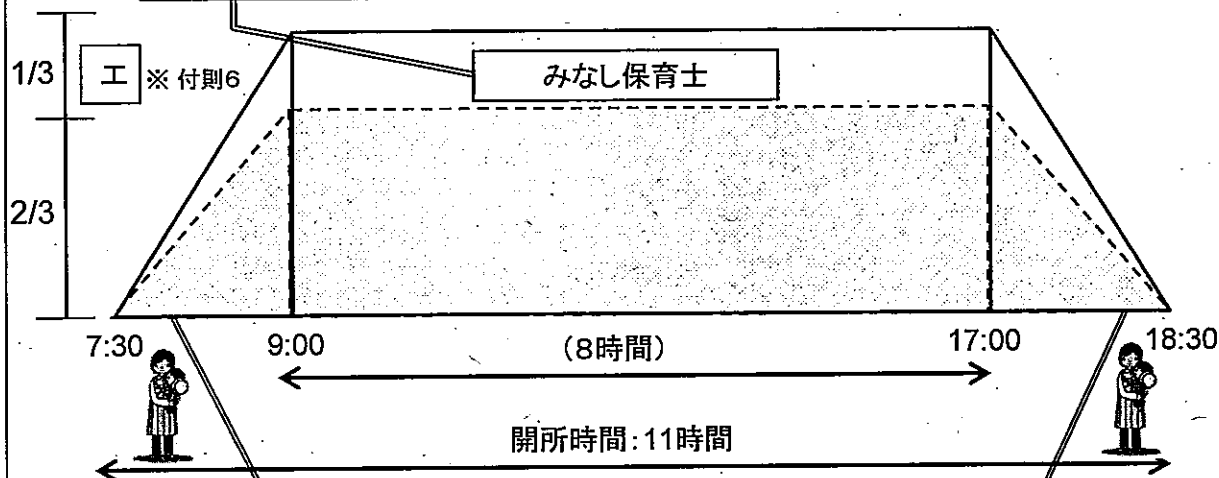
【要件】保育士数：利用定員による算定総数 < 11時間開所に必要な総数
差引超過数について、子育て支援員等を保育士とみなすことができる

※ 付則5

既

【要件】乳児（0歳児）4人以上の保育所
保健師、看護師、准看護師を保育士とみなすことができる（1人のみ）

※ 付則2



イ

算定上の保育士が1人以下となる場合
(ex: 朝夕の児童が少ない時間帯)

常時保育士2人 = 保育士1人 + 子育て支援員等

※ 付則4